

一般介護予防事業 (65歳以上のすべての市民の方を対象とした事業)

- 健康セミナー** 生活習慣病の予防、健康維持・増進を目的に、運動メニューを作成し、トレーニング指導を行います。
- うんどう教室** 健康維持を目的に、市内4か所の公園に設置してある運動遊具を使って体操を行います。
- 口腔ケア講座** 口腔機能の向上を目的に、講話、口腔ケア指導、お口の体操を行います。
- 認知症予防講座** 認知症予防を目的に、効果的なプログラムを実施します。
- 会食会** 外出の機会、人との交流を目的に、市内4か所で実施します。
- 地域包括支援センターによる介護予防教室** 転倒予防、認知症予防等を中心に、毎回異なるテーマで教室を開催します。

※開催時期・場所等は、広報こまえ等でお知らせします。
 ※うんどう教室・健康セミナーは、随時実施しています。詳細はお問い合わせください。

新しい総合事業に関する相談窓口

- **あいとぴあ地域包括支援センター** 元和泉2-35-1
 電話 **03(5438)3565**
 相談日・時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分(第3土曜日は休み)
 担当地域 中和泉・西和泉・元和泉・東和泉
- **地域包括支援センターこまえ正吉苑** 西野川2-27-23
 電話 **03(5438)2522**
 相談日・時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
 担当地域 和泉本町・東野川・西野川
- **地域包括支援センターこまえ苑** 岩戸南4-17-17
 電話 **03(3489)2422**
 相談日・時間 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分
 担当地域 岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町
- **市役所福祉総合相談窓口**
 電話 **03(3430)1111 (代表)**
 相談日・時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

【認定】要介護・要支援認定については

福祉相談課相談支援係(内線2273・2274)

【サービス】介護保険・新しい総合事業のサービスについては

高齢障がい課介護保険係(内線2234・2235・2237)

【介護予防】住民主体のサービス・一般介護予防事業については

高齢障がい課高齢者支援係(内線2222・2223)



平成29年4月から 狛江市で

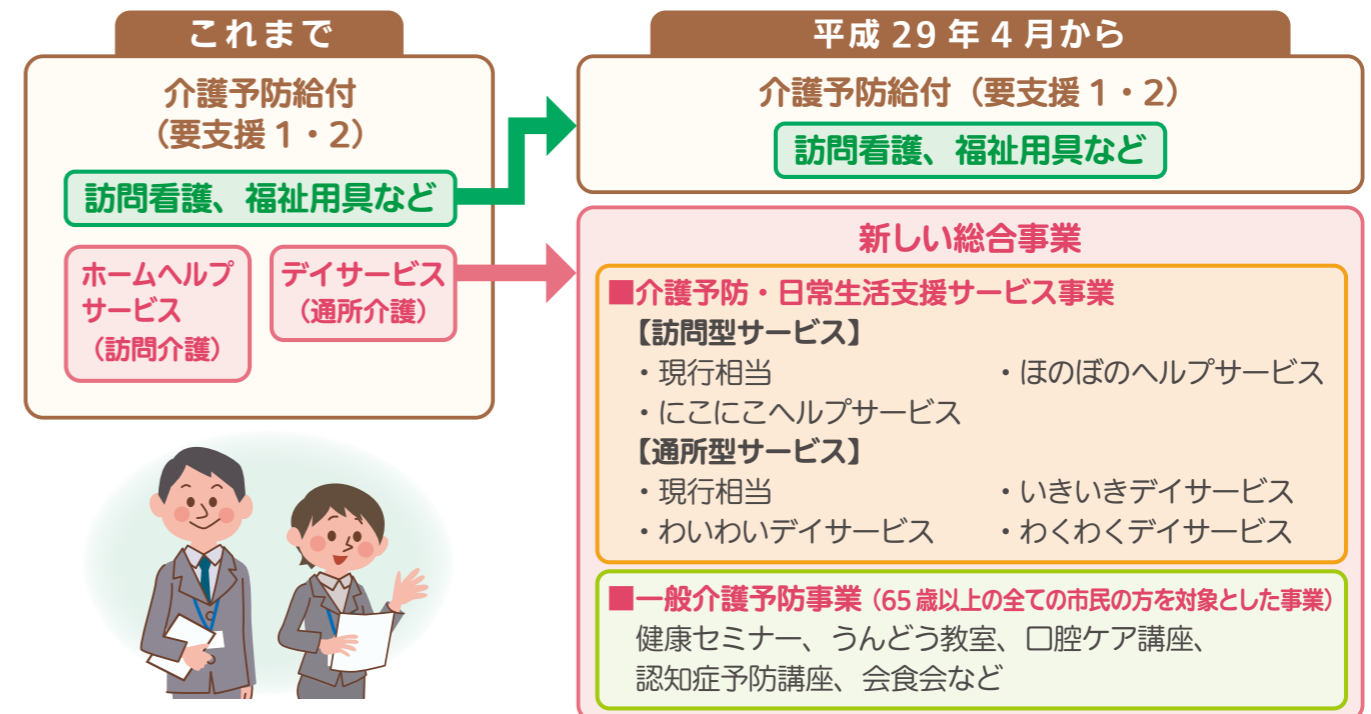
介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)が始まります



【新しい総合事業とは】

これまで要支援1・2の認定を受けた方に、全国一律で提供されていた「ホームヘルプサービス(介護予防訪問介護)」と「デイサービス(介護予防通所介護)」が、地域の多様なニーズに応えながら、住民同士で支え合う地域づくりを進めるため、これまでの介護保険事業者によるサービスのほか、住民ボランティアなどを加えた多様なサービスに変わります。

これらのサービスと、高齢者の誰もが参加できる一般介護予防事業をあわせて「新しい総合事業」といいます。



【新しい総合事業のサービスを利用できる方】

- ① 要支援1・2の認定を受けた方
- ② 「基本チェックリスト」の判定の結果、総合事業対象者の基準に該当した65歳以上の方。
 ※基本チェックリストとは、国が定めた25項目(運動・栄養・口腔、閉じこもり・認知機能・うつ)の生活機能に関する質問票です。市役所または地域包括支援センターの職員が実施します。
 ※初めてサービスを利用する場合は、要介護・要支援認定の申請が必要です。

狛江市

新しい総合事業のサービスを利用できる方 (一般介護予防事業を除く)

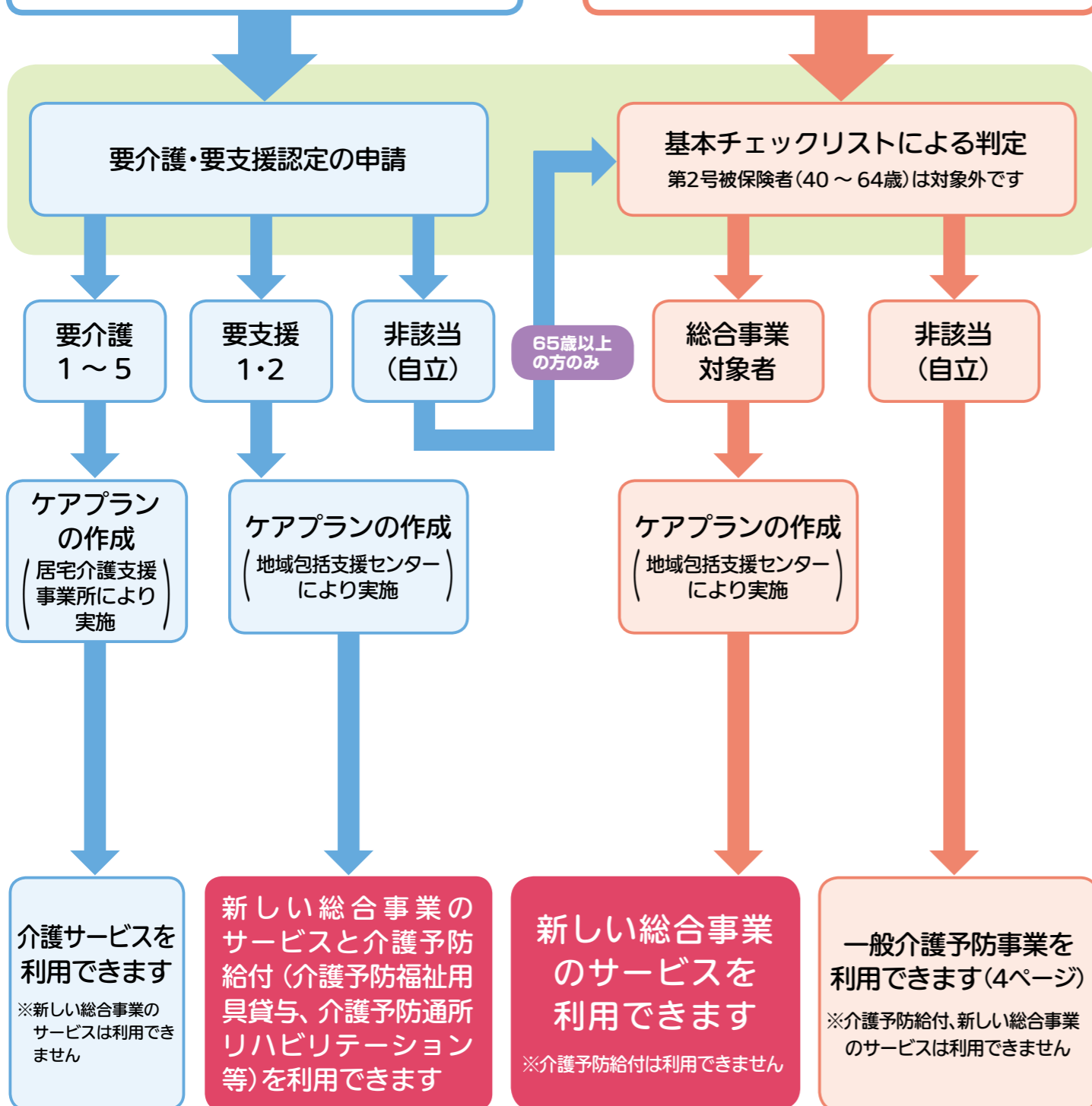
- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

利用までの流れ

次のいずれかに該当する方

- ① 要介護・要支援認定を受けていない方で、新規でサービスの利用を希望する方
- ② 要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない方
- ③ 第2号被保険者(40～64歳)

要支援1・2の要支援認定の更新を迎える方で、ホームヘルプサービス(訪問型サービス)、デイサービス(通所型サービス)のみを希望する方



新しい総合事業のサービスの類型

(1) ホームヘルプサービス(訪問型サービス)

サービス名	サービス内容	利用者負担額(目安) * 1割負担の場合
総合事業 訪問介護サービス (現行相当)	現行のホームヘルプ(介護予防訪問介護)相当のサービス	現行のホームヘルプサービスと同じ ▶ 週1回程度の利用 1,299円/1月 ▶ 週2回程度の利用 2,597円/1月 ▶ 週2回超の利用 4,119円/1月
ほのぼのヘルプサービス (訪問型サービスA)	緩和された運営基準による、掃除、買い物、調理、洗濯等の生活援助	▶ ヘルパー資格者によるもの 256円/1回 ▶ 認定ヘルパー*によるもの 223円/1回
にこにこヘルプサービス (訪問型サービスB)	住民ボランティア等による、掃除、買い物、調理、洗濯等の簡易な生活援助	200円/1回

利用者負担額については、別途加算により増えることがあります。

※ 市が定める研修を受けた市独自のヘルパー。



(2) デイサービス(通所型サービス)

サービス名	サービス内容	利用者負担額(目安) * 1割負担の場合
総合事業 通所介護サービス (現行相当)	現行のデイサービス(介護予防通所介護)相当のサービス	現行のデイサービスと同じ ▶ 要支援1の方 1,766円/1月 ▶ 要支援2の方 3,621円/1月
いきいきデイサービス (通所型サービスA)	緩和された運営基準による、運動器機能訓練を主としたミニデイサービスや運動・レクリエーション等	▶ 1時間30分以上 3時間未満(送迎なし) 258円/1回 ▶ 3時間以上 6時間未満(送迎なし) 305円/1回 ▶ 3時間以上 6時間未満(送迎あり) 340円/1回 ▶ 6時間以上(送迎なし) 323円/1回 ▶ 6時間以上(送迎あり) 362円/1回
わいわいデイサービス (通所型サービスB)	住民ボランティア等による体操、運動等の通いの場	▶ 利用者負担額は、運営団体ごとに異なります。
わくわくデイサービス (通所型サービスC)	保健・医療の専門職による、短期間(3～6か月程度)に、集中的に生活・運動機能を改善するためのプログラム	▶ 送迎なし 339円/1回 ▶ 送迎あり 382円/1回

利用者負担額については、別途加算により増えることがあります。

